

あずみ苑 グランデ花咲の丘

有料老人ホーム 管理規程

1 目的

この規程は有料老人ホーム入居契約書（以下「入居契約書」といいます。）の規定に基づき「あずみ苑 グランデ花咲の丘」（以下「ホーム」といいます。）の管理、運営並びに利用に関する事項を定めたもので入居者、同居者及び来訪者（以下「入居者等」といいます。）が快適で心身ともに充実、安定した生活を営むことに資するとともに、ホームの良好な生活環境を確保することを目的とします。

2 遵守義務

- （１） ホームは、前項の入居契約書及び本規程に従ってホームの管理運営を行い、良好な環境の保持に努めるとともに入居者に対する各種サービスを提供するものとします。
- （２） 入居者等は、この規程及びホームが別に定める記載事項を遵守し、良好な環境の保持に努めるものとします。

3 入居者

入居者とは、概ね 65 歳以上の方で健康な方及び日常生活で介護の必要な方をいいます。この規程は入居者のほか、次に述べる同居者及び来訪者を対象とします。

4 同居者及び来訪者

同居者及び来訪者とは次の方をいいます。

- （１） 同居者
同居者とは入居者の付き添い、介助、看護等の目的で居室内に長期にわたり同居する方をいいます。
- （２） 来訪者
 - （ア） 来訪者とは入居者以外の方であって、入居者の生活支援以外の目的で来訪される方をいいます。
 - （イ） 宿泊にはホームの届出が必要です。なお別表⑩に記載のとおり宿泊は有料となります。

5 管理運営組織

ホームの居室数は 80 室です。各居室の定員数は、入居契約書又は重要事項説明書に記載しています。ホームの運営管理のために下記の部門を設置し、施設長の統括のもとにホーム職員が次の各部門を担当いたします。基本的に施設職員の配置状況は、重要事項説明書に記載する通りですが、入居状況等により変動することがあります。

- （１） 介護予防・介護部門
- （２） 健康管理部門
- （３） 食事部門
- （４） 生活相談・助言部門
- （５） 生活サービス部門
- （６） レクリエーション部門
- （７） 事務・管理部門

6 管理運営業務

ホームは、入居契約書の規定に基づき、次の業務を行います。

- （１） 敷地及び施設の維持、補修、管理、清掃、消毒及び塵埃処理等に関する業務
- （２） 入居者が使用する居室及びその備え付け設備（以下「一般居室等」といいます。）についての定期的点検、補修並びに取替え等に関する業務
- （３） 入居者に対する各種サービスの提供業務
- （４） 帳簿の作成及び記録の保存業務

- (5) サービス提供等に係る損害賠償に関する業務
- (6) 防犯、防災に関する業務
- (7) 広報・連絡及び渉外に関する事項
- (8) 職員の管理と研修
- (9) 入居者への業務の報告
- (10) 地域との協力
- (11) 前払金の返還債務の保全業務（前払金を徴収する場合に限る。）

7 居室の設備及びその利用

入居者等は一般居室等を別表①「一般居室等の使用細則」に基づいてこれを利用することができます。

8 居室の維持・補修

ホームは、一般居室等を定期的に検査し、保全上必要と認めた時は、ホームが設置したものについては自ら補修します。入居者等はホームが行う維持、補修に協力するものとします。ただし、入居者等が故意又は過失あるいは不当な使用により一般居室等を損傷または汚損したときはこれらの補修に要する費用は入居者の負担とします。

9 共用施設及び共用設備の利用

入居者は共用施設及び共用設備（以下「共用施設等」といいます。）を別表②「共用施設等の利用細則」に基づいてこれを利用することができます。入居者は「共用施設等の利用細則」に定める利用時間を越えて共用施設等を利用する時は、施設長の承認を得るものとします。

10 運営懇談会

入居者の方々の意見、要望を運営に反映させ、業務を円滑に行うため、ホームと入居者およびその身元引受人等から成る「運営懇談会」を設置します。運営懇談会は、別表③「運営懇談会細則」により運営されます。

11 利用できる各種サービス

当ホームは、入居者に対して、次に掲げる各種サービスを一体的に提供します。その具体的内容、別料金となるかどうか及び要予約かどうかについては別表のとおりです。入居者に提供したサービスの内容は帳簿に記録して、5年間保存します。

(1) 介護サービス

(ア) ホームにおいて提供する介護予防・介護サービス（以下「介護等サービス」といいます。）については介護保険法令に示された指定基準等により、介護サービス等の一覧表を作成して、介護等サービスを提供します。この介護等サービスには、介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画に基づき要支援者に提供する介護予防特定施設入居者生活介護サービス又は特定施設入居者生活介護サービス計画に基づく要介護者に提供する特定施設入居者生活介護サービスを含みます。

(イ) 介護等サービスの内容は、重要事項説明書に添付されている「介護サービス等の一覧表」ととおりです。介護等サービスは、原則として要支援者及び要介護者（以下「要介護者等」といいます。）以外の入居者（指針及び指定告示では「自立者」と呼ばれることがあります。）に対するサービス、要介護者等に対する介護予防特定施設入居者生活介護費又は特定施設入居者生活介護（以下「特定施設入居者生活介護等」といいます。）費で実施するサービス、及び、別途利用料を徴収した上で実施するサービスに分けて記載されます。

- (ウ) 介護等が提供される場所は、原則としてホームにおいて一般居室を含む全ての場所です。
- (エ) 介護職員、看護職員等の職員配置状況は原則として重要事項説明書のとおりですが、入居者数、要介護者等の数の変動等により夜間管理体制をとるなど、介護職員の配置状況が変わることがあります。ただし、介護保険法令のほか、埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針の「職員の配置等」に示された職員の配置を将来にわたって守るものとします。
- (オ) 必要に応じ、入居者に対し個別機能訓練を実施します。個別機能訓練の内容は要介護者等ごとの特定施設入居者生活介護等サービス計画において示します。
- (カ) 介護等の場所の変更等については、入居契約書の規定に従って行います。
- (キ) ホームは入居契約書の規定により、介護等サービスの提供に当たっては入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動の制限は行いません。ただし、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、5年間保存します。身元引受人等の要求がある場合及び監督機関等の指示等がある場合には、これを開示します。

(2) 健康管理サービス

- (ア) 年2回の健康診断のほか、健康相談等を別表④「健康管理サービス」に従って行います。
- (イ) 別表⑤の通り、協力医療機関及び協力歯科医療機関を定め、協力医療機関及び協力歯科医療機関等において適切な治療が受けられるよう必要な協力を別表⑥「健康管理サービス（治療への協力）」に従って行います。

(3) 食事サービス

- (ア) 原則として、1日3食を提供する体制を整え、必要な職員を配置します。
- (イ) 食事サービスの提供は別表⑦「食事サービス」に従って行います。

(4) 生活相談・助言サービス

入居者の生活全般に関する諸問題について相談や助言を別表⑧「生活相談・助言サービス」に従って行います。

(5) 生活サービス

家事全般に関するサービスや、生活利便に関するサービスを別表⑨「生活サービス」に従って提供します。

(6) レクリエーション等

文化・余暇利用活動や運動・娯楽等のレクリエーションに関する生活支援を行います。毎月レクリエーション活動予定表を作り、施設内に掲示又は配布しますので参加・出席等について事前に事務所又は担当者にご連絡ください。

12 費用及び使用料

- (1) 前払金については、入居前日までにお支払いいただきます。その使途、返還方式、その他の詳細については、入居契約書、重要事項説明書をご覧ください。

- (2) 月払いの管理費、食費、光熱費等の日常生活上の費用及び共用施設利用料については別表⑩「月払い費用及び使用料一覧表」によります。
- (3) 管理費についての取り扱い
管理費は事務管理部門の人件費・事務費・入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人件費、共用施設および一般施設等の維持管理費用に充当します。
- (4) 食費についての取り扱い
食費は、食材費、食事部門の人件費、設備、備品代（調理具・食器等）に充当します。
朝、昼、夜それぞれの単価は別表⑩「月払い費用及び使用料一覧表」の金額の通りです。予め欠食の届けをした場合は、喫食実績に基づき精算するものとします。
日常以外の特別食（医師の指示による治療食を含む）等は、その都度、その内容により相談させていただきます。
- (5) 水光熱費についての取り扱い
水光熱費は共有施設等及び居室の水道料金、電気料金、ガス料金等の支払いに充当します。
- (6) 入居者の希望により提供した個人的サービス等の費用については、別表⑩「月払い費用及び使用料一覧表」に従ってお支払いいただきます。
- (7) 介護等サービスのうち、要介護者等に対する介護保険給付対象サービスの提供に対しては、月毎に介護保険負担割合証に記載の割合額の負担が必要です。
介護等サービスのうち、要介護者等以外の入居者に対する介護等サービスの提供に要する費用は、介護保険給付対象外サービスであり、具体的内容に従って、別途に、原則月毎の纏め払いによってご負担いただきます。「介護等サービスの一覧表」の「別途利用料を徴収した上で、実施するサービス」をご覧ください。
- (8) その他介護用品費は、別途実費にてご負担いただきます。
- (9) 前払金、利用料その他入居者が負担する費用を受領した場合は、帳簿に記録して、5年間 保存します。
- (10) 費用の改定
入居契約書の規定に基づき、ホームが所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案の上、運営懇談会の意見を聴いて改定します。
- (11) 支払方法
入居契約書に規定する費用及び利用料の支払いについては、支払契約者に費用項目の明細を付し請求いたします。ホームはこれに基づき原則としてその金額を指定する金融機関の口座から毎月28日に自動振替の方法により、指定の口座にお支払いいただきます。

13 禁止及び制限される行為

入居契約書の規定により、禁止事項とホームの承諾事項を定めております。該当事項につきまして、その定めに従い、対応することといたします。

14 修繕

入居契約書で定める軽微な修繕については別表⑪「修繕項目と費用負担」によります。

また、入居者の希望により同契約書に規定する居室の造作、模様替えを行う場合も両者協議のうえ行うものとします。

15 苦情処理

入居契約書の規定に基づく入居者からの苦情又はご意見は、別表⑫「苦情処理細則」により解決を図ります。

16 非常災害等が発生した場合の緊急対応と訓練

ホームが策定した「消防計画」に従い、入居者の避難等適切な処置を行います。非常時に備え、地域の協力機関と連携を図り、定期的に防災訓練を行いますのでご協力をお願い致します。

17 事故の対応

事故が発生した場合は、職員は速やかに管理者に状況を報告し、入居者のかかりつけの医師及び協力医療機関への報告と指示を仰ぎ、緊急時は救急処置にあたり、救急車の要請をします。管理者はご家族に状況を報告します。

夜間において事故が発生した場合は、夜勤職員が管理者に状況報告をして指示を仰ぎます。緊急時は、救急車の手配をし、救急隊員の緊急処置の指示を仰ぎます。管理者はご家族に状況を報告し、必要時は応援職員と病院及び施設へ向かい、状況の把握をするとともに通常の夜勤業務ができるよう努めます。

18 管理規程の改定

入居契約書の規定に基づき、この規程の改定については運営懇談会の意見を聴くものとします。

19 施行日

この管理規程は2009年10月 1日から実施いたします。

2010年12月 1日一部改定

2012年 8月 1日一部改定

2013年12月20日一部改定

2015年 4月 1日一部改定

2015年 8月 1日一部改定

2023年 2月 1日一部改定

2023年 6月 1日一部改定

20 ホームの届出様式

ホームに届出る必要事項は、入居契約書及び管理規程に定められていますが、それぞれの事項は下記様式によって届出るものとします。

介護場所の変更等に係わる意思の確認を行う場合及び同意をする場合・・・様式 1

共有施設を利用しようとする場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2

居室の修繕模様替えを行う場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 3

個室及び共有施設等建物、設備の一部を破損、汚損、滅失した場合・・・・・・・・様式 4

長期不在の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 5

契約を解除する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 6－①、②

身上事項の変更申出を行う場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 7

身元引受人等の変更を行う場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 8

法定代理人の選任等を行う場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 9

来訪者が施設に宿泊しようとする場合・・・・・・・・・・様式 10

施設内において食事をしない場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 11

一般居室等の使用細則

ホームの建物および付帯設備を安全に管理し、良好な環境を維持するため、施設の使用にあたっては管理規程によるほか次の事項をお守りいただきます。

1. 火災予防

- (1) 施設内は冷暖房の設備が完備していますが、一般居室内で追加の暖房器具を必要とされる場合は、電気式の安全な暖房器具をお使いになるようお願いいたします。
- (2) タバコの火の不始末による火災は、出火総件数のうちで大きなウェイトを占めるといわれています。一般居室内での喫煙はご遠慮下さい。喫煙は所定の場所にてお願いします。
- (3) 居室内のカーテン等は、防災加工が義務付けられております。持ち込みの際は、防災加工処理のされているものをお選び下さいますようお願いいたします。

2. 災害時の心構え

万一の災害発生時の心構えとして、次の事項についてご協力下さい。

- (1) 地震について
地震が発生し揺れを感じた際、あわてて廊下、階段等に飛び出すことはかえって危険です。大きな地震の時は落ち着いて行動し、まず火元を消してからクッションなどで身体を保護するようにして下さい。
- (2) 火事について
火災が発生したときは、職員が避難誘導を致しますので、その指示に従い落ち着いて行動して下さい。また、万一自分の居室で出火した場合は、職員に大きな声で伝えるか、ナースコールを使用して職員を呼ぶようにお願いします。危険を感じたら部屋から脱出して下さい。
消防署の指導により廊下、階段等に物を置かないようお願いします。また、消防計画に基づき消火訓練、避難誘導訓練、地震訓練などの防火訓練を実施しますので、必ずご参加下さい。
- (3) 非常用階段等について
火災等の非常時には、エレベーターは、使用できません。避難用として屋外階段が建物の東側及び西側に設置され、2階の廊下から出ることが出来ます。屋外階段、避難すべり台は、非常時以外のご使用にならないようお願いいたします。また、屋外階段には私物等避難の妨げとなる物を置くことのないようお願いいたします。

3. 防犯

- (1) 外部からの来訪者がある場合は、受付を通して下さい。
- (2) 防犯には各入居者の方々のご協力が不可欠です。不審者を見かけたときは、すぐ職員に連絡する等お互いに連絡をとり合い防犯にご協力をお願いします。

4. 鍵の管理

- (1) 各居室の鍵は原則として施設が保管しますが、お客様の希望によりお客様が鍵を管理する場合は、職員にご相談下さい。
- (2) 鍵を紛失した場合、あるいは錠を破損した場合は必ず職員にご連絡下さい。この際、修理等にかかる費用については、お客様の負担となります。

5. 駐車場

敷地内に駐車場を確保してあります。来訪者等がご使用の場合には受付にお申し出下さい。

6. ごみ処理

- (1) ごみは職員が毎日回収いたします。
- (2) 共用部分の清掃は、職員が行いますが、居室前の廊下等の清潔保持についてはご協力をお願いいたします。

7. 水漏れ

床に水を流しますと水漏れを起こし、他の入居者に迷惑をかける恐れがあります。
また浴室、洗面化粧台、パントリー等に係る排水口は、常に目詰まりのないよう気をつけるとともに、水の流し放し等のないようご注意ください。

8. 防音

ドアの開閉音やテレビ、オーディオ等の音量は他の入居者に迷惑をかける恐れがあります。お互いに他の入居者の生活を侵さないようご配慮下さい。

9. 掲示

各種行事等の予定あるいはホームからの連絡事項等は主にインフォメーション・ボードに掲示しますので、常にご確認をお願いします。

10. 居室の修理・造作模様替え

居室の修理・造作模様替えを行いたい場合は、あらかじめ書面によりご相談下さい。
入居契約書の規定に従って費用負担を協議させていただきます。

11. 備え付け設備の修理・取替え

あらかじめ居室に備え付けられた設備は次のものです。

車椅子対応型トイレ（温水洗浄機能付）、車椅子対応洗面台、照明器具、エアコン、クローゼット、ナースコール、TV回線、電話回線、キッチン（ゆとりタイプのみ）、ベッド

これらが破損、汚損した場合、もともとこれらに欠陥があった場合もしくは通常の使用並びに自然損耗によるものについては、施設の負担で修理もしくは取り替えます。

12. 緊急時の対応等

健康上、防犯上等の緊急時には、緊急通報装置（ナースコール）を押して通報してください。通報があり次第、職員が駆けつけ対応します。

13. その他

トイレはトイレットペーパー以外の紙を使用すると便器が詰まる恐れがありますので、ご注意ください。

14. 施行日

この細則は、2009年10月1日から実施いたします。

2010年12月1日一部改定

2012年 6月1日一部改定

2012年 8月1日一部改定

2015年 4月1日一部改定

共用施設等の利用細則

項目	利用時間	備考
事務室 (フロント)	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	利用時間外に御用のある時は施設職員が対応いたします。
正面玄関	8 : 3 0 ~ 2 1 : 0 0	利用時間外に御用のある時は施設職員が対応いたします。
リビング	起 床 ~ 2 1 : 0 0	2 1 : 0 0 以降はお部屋にておくつろぎ下さい。
リビング・ ダイニング	朝食 8 : 0 0 ~ 9 : 0 0 昼食 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 夕食 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	利用時間に食事ができない場合はご相談下さい。 身体の具合等が悪く、リビング・ダイニングでの食事ができない場合は、ご相談下さい。
ラウンジ	起 床 ~ 2 1 : 0 0	2 1 : 0 0 以降はお部屋にておくつろぎ下さい。
多目的ホール	起 床 ~ 2 1 : 0 0	2 1 : 0 0 以降はお部屋にておくつろぎ下さい。
多目的和室	随時	来訪者との歓談の場、各種の相談の場として利用できます。
娯楽室	随時	来訪者との歓談の場、各種の相談の場として利用できます。
メールボックス	随時	施設のメールボックスに配達された後、職員が責任を持って居室までお持ちいたします。
浴室	9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0	利用の際は、施設職員にお声かけ下さい。
洗濯室	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	洗濯機、乾燥機が1階に3台、2階3台ございます。 利用時間内でご使用いただけます。
緊急通報設備 (ナースコール)	常時	入居者居室、トイレ、風呂、脱衣室、ゲストルームに緊急ボタンを設置していますので、緊急時に使用できます。
防災設備	常時	廊下、エレベーターホール、食堂等には天井面に感知器及びスプリンクラーを設置しています。また、火災等による停電時には非常用照明及び誘導灯が点灯します。
避難設備	常時	避難すべり台、避難階段、避難通路を設置しています。
トイレ	常時	トイレットペーパー以外の紙を使用しますと詰まる恐れがありますのでご使用はご遠慮下さい。
健康管理室	随時	定期的に行われる医師による診療及び健康相談時に使用します。定期以外の健康相談は職員にご相談下さい。
ごみ収集	定時	職員が入居者居室及び共用設備を回り収集いたします。
ゲストルーム	チェックイン 10 : 30 チェックアウト翌 9 : 30	有料予約制ですので、事務室へ申込み利用できます。 食事は3食(朝食、昼食、夕食)がつきます。

運営懇談会細則

1. 目的

入居契約書及び管理規程に基づき、ホームの健全な運営と入居者の快適で心身ともに充実した生活を実現するために、必要な事項について、意見を交換する場として「運営懇談会」(以下「懇談会」といいます。)を設置します。

2. 懇談会の構成

- (1) 懇談会はホームを代表する役職員(施設長又は管理者)及び入居者(全員又は代表者)により構成されます。
- (2) 入居者のうちの要介護者等については、その身元引受人等(成年後見制度に基づく後見人等を含みます。)も構成メンバーとします。
- (3) 施設長以外の役職員は、必要に応じて出席し、ホーム全体に関する事項について説明します。
- (4) 入居者とホーム側の双方の合意が成立した場合には、第三者的立場にある学識経験者、民生委員等を構成メンバーとします。

3. 懇談会の開催

- (1) 懇談会は、原則として、定例懇談会を半期に1回開催します。但し、定例懇談会のほか、ホーム又は入居者が必要と認めた場合は、臨時懇談会を随時開催するものとします。
- (2) 懇談会は施設長名において行います。
- (3) 懇談会の進行はホーム側にて行います。

4. 議題

- (1) 施設における入居者の状況、前払金返還債務の保全状況、入・退去の状況、サービス提供の状況、要支援者・要介護者の状況等
- (2) 各年度における管理費・食費等の収支状況、ホーム本体の各会計年度の決算内容等
- (3) 管理費、食費その他のサービス費用及び使用料の改定等
- (4) 管理規程、細則等の諸規則の改定等
- (5) 入居者の意向の確認や意見交換等
- (6) 各年度の職員数、介護職員配置体制、勤務形態、資格保有状況、介護職員勤務時間の説明等
- (7) その他特に必要と認められた事項

5. 決議

懇談会での決議は、出席者（委任状を含む）の過半数以上の承認を以って決議とします。

6. 通知方法等

- (1) 懇談会開催通知は、書面配布、館内掲示等により行います。
- (2) 開催通知には、開催日、議事内容、報告事項及びその他意見交換事項を含みます。
- (3) 要介護者の身元引受人等には、原則として、書面により連絡します。

7. 議事録の作成と開示の方法

懇談会の議事については、開催の都度、双方の発言の記録を作成し館内において閲覧に供するとともに、全入居者及び身元引受人等に配布します。議事録は5年間保存します。

8. 施行日

この細則は、2009年10月 1日から実施いたします。

2010年12月 1日一部改定

2013年 1月 1日一部改定

2013年12月20日一部改定

2015年 4月 1日一部改定

健康管理サービス

項目	内容	料金	予約
定期健康診断	・健康診断　：　年２回	実費	要予約
健康相談	・医師による定期的な健康相談	—	不要
服薬支援	・薬の飲みこぼし防止の為の声かけ及び見守りを実施致します。	—	不要
健康管理	・個人別健康管理 ・生活リズムの記録	—	不要
慢性疾患管理	・入居者の慢性疾患については、 その状況に応じて個別に対応いたします。	実費	不要

- 入居者のかかりつけの病院・医師、歯科医院・歯科医への問合せについて、主治医やかかりつけの病院で継続して健康診断や診察をうけられることは差し支えありません。
- 但し、緊急時等のために入居者の健康状態を施設として把握しておく必要がありますので、入居者の主治医やかかりつけの病院に健康状況について問い合わせることがありますので、予めご了承ください。

協力医療機関概要

名称 : 中妻クリニック
 所在地 : 〒362-0072
 埼玉県上尾市中妻5-12-5
 電話番号 : 048-770-0722
 F A X : 048-770-0722
 病床 : ー
 診療科目 : 内科、外科、整形外科

名称 : 医療法人社団 誠知会 ひだまりクリニック
 所在地 : 〒144-0055
 東京都大田区仲六郷1-29-6 富屋ビル1階
 電話番号 : 03-5711-7105
 F A X : 03-5711-0125
 病床 : ー
 診療科目 : 内科

名称 : 医療法人社団コンパス 健診事業部
 所在地 : 〒115-0042
 東京都北区志茂2-39-9 ペアシティ秀華一番館 1-B号室
 電話番号 : 03-6431-8471
 F A X : 03-3903-9022
 病床 : ー
 診療科目 : 健康相談及び健康診断の協力

名称 : 医療法人社団 郁栄会 大宮デンタルクリニック
 所在地 : 〒331-0813
 埼玉県さいたま市北区植竹町1-755-2 TKビル1階
 電話番号 : 048-664-1182
 F A X : 048-664-1182
 病床 : ー
 診療科目 : 訪問歯科診療

健康管理サービス（治療への協力）

項目	内容	料金	予約
	病気又はけがにより診断、治療が必要となった場合、職員が下記のサービスを提供します。但し、健康保険に基づく医療費の一部負担の他に保険適用外の医療等については、自己負担が生じる場合がありますので、ご留意下さい。		
日常医療支援	①通院 通院可能な場合は、入居者のかかりつけの医師・病院、施設の協力医療機関・歯科医療機関または専門医への通院介助	協力医療機関 指定医療機関 は無料。 その他は 1,571 円／時間	要予約 (緊急時は除く)
	②入退院 入院治療が必要となった場合、入居者のかかりつけの医師・病院、施設の協力医療機関等への入退院介助	協力医療機関 は無料。 その他は 1,571 円／時間	要予約 (緊急時は除く)
	③その他サービス 入院中の郵便物のお届け、洗濯物の交換・お届け及び買物 通院、入院、退院に際し、職員による事務手続きの代行	524 円／回 524 円／回	要予約 要予約
緊急時対応	急に身体の具合が悪くなった場合は、職員がその知らせによりの確かつ迅速に対応し、応急処置等を行います。 また、状況により医師と連絡をとり、協力医療機関・歯科医療機関等での救急治療、あるいは救急入院が受けられるよう取り計らいます。	—	不要

●医療費について

傷病により治療及び入院が必要な場合は、医療保険診療が適用されます。
その場合の一部自己負担金及び医療保険適用外のものについては入居者の負担となります。

●緊急時対応を除く表記の日常医療支援については、原則として料金を頂きます。

詳細については、「介護サービス等一覧表」をご覧ください。

●指定医療機関は、東大宮総合病院・和田クリニック・桃木内科クリニック・吉岡医院です。

食事サービス

項目	内容	料金	予約
食事時間	朝食 8 : 0 0 ~ 9 : 0 0 昼食 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 夕食 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	朝食 380 円 昼食 780 円 夕食 780 円	不要
個別対応食	慢性疾患や身体状況等のため個別に対応した食事を提供します。	普通食に 52 円加算	要予約
居室での食事	ご希望の方、病気等の理由により食堂で食事が出来ない場合は、居室までお届けします。 下膳サービスも致します。	—	要予約

- 食事を召し上がるかどうかは、前日の 1 5 時までに事務室に申し出て下さい。
申し出がない場合は、召し上がるものとして準備致します。
- 病院・歯科医療機関等で担当医から食事に関する指示書（食事箋）が出されている場合には、ホームの担当者にご提示下さい。

生活相談・助言サービス

項目	内容	料金	予約
生活相談・助言	日常生活における入居者の心配事や悩み事などについては、職員がいつでも相談に応じます。	—	不要
	財産管理や運用等に関する相談は、社会福祉協議会、弁護士、税理士、保健師等を紹介します。	費用がかかる場合は実費	要予約

●身元引受人の変更や成年後見制度に関する問題等についてもご相談に応じます。

生活サービス

項目	内容	料金	予約
フロント	職員による次のサービスを提供します。 ・来訪者の受付・取次 ・不在時の伝言 ・郵便物・新聞・雑誌その他配達物の受付、保管、手渡し ・鍵の管理 ・タクシー、ハイヤー等の配車依頼 ・身元引受人及びご家族への連絡 ・その他勤務体制・時間の変更等の通知	—	不要
外部業者の取扱い	入居者の日常生活に必要な業者、クリーニング店、食料品店、生花店等の紹介	—	不要
不在中の居室管理	入居者が居室を空けられる場合、希望により次のサービスを提供します。 ・通風 ・防災 ・防犯チェック (入居者不在時の入室についての承諾を予め頂きます。)	—	要予約
内部情報サービス	施設内で行われる諸サービスのスケジュール・内容及び日常生活における諸連絡については、原則として掲示板にてお知らせします。	—	不要
ごみ収集	毎日実施致します。	—	不要
葬儀関連	葬儀・仏事については、入居者、身元引受人等との相談により、諸種便宜を計らいます。	—	要予約
食事介助	食事の介助を実施致します。	—	不要
排泄介助 おむつ交換	排泄の介助、おむつ交換を実施致します。	—	不要
入浴介助	一般浴及び個浴での介助を実施致します。 2回／週	— 規定回数以上 1,571 円／回	不要
清拭	入浴が出来ない場合に実施致します。	必要時対応 1,100 円／回	不要
機械浴介助	機械浴での入浴介助を実施致します。 2回／週	— 規定回数以上 1,571 円／回	不要

身辺介助	身辺介助を実施致します。 ・体位交換（要介護） ・ベッドからの移乗・移動介助（要介護） ・居室からの移動・誘導（要介護） ・衣類の着脱（要介護） ・身だしなみ介助（要支援・要介護） ・爪切り（要支援・要介護） ・口腔などの衛生（要支援・要介護） ・髭剃り（要支援・要介護） ・洗髪（自立・要支援・要介護）	—	不要
機能訓練	施設サービス計画に基づき、計画的に機能訓練を実施致します。	—	不要
巡回	共用部分及び居室の巡回を致します。 昼間：3回／日 夜間：2時間毎	—	不要
外出支援	職員の付添いで外出の支援を致します。	1,571 円／時間	不要
居室清掃	4 回／月（床、トイレ、洗面台） ※所要時間は 15 分程度	— 規定回数以上 524 円／回	不要
リネン交換	1 回／週	— 規定回数以上 262 円／回	不要
日常の洗濯	業者による回収から配達を実施致します。 2 回／週	— 規定回数以上 262 円／回	不要
理美容サービス	必要時に対応致します。	実費	要予約
買い物代行	ご希望された日常生活用品について買い物代行致します。 通常の利用区域（1 回／週 ※指定日・指定のお店） 通常外の区域	— 524 円／回	要予約
役所手続き等	司法書士、行政書士業務に抵触しない公的書類等の記入、作成、手続き等のお手伝い。（上尾市のみ）	524 円／回	要予約
金銭管理	「金銭管理の内容と手順」をご確認下さい。	3,300 円／月	要予約

※1 金銭管理に関して

尚、当社規定、金銭管理サービスをご利用なされず、ご自身にて貴重品・金銭等の管理を行う際には、貴重品・金銭等の紛失等に関するトラブルは、一切責任を負えませんので予めご了承下さい。

金銭管理の内容と手順

●施設でお預かりできる重要品について

通帳・印鑑	内容	可否	備考
通帳 実印 銀行印	保管(施設金庫にて保管)	×	身元引受人・銀行職員にご相談下さい。
	出金(施設職員による通帳からの出金)	×	
	出金補助(施設職員による ATM 等の補助)	×	
	金融機関同行 (施設職員による金融機関への外出同行)	×	
金銭	20 万円以下の当月生活費(預かり金)	○	
	20 万円を越える当月生活費(預かり金)	×	
	使途不明金の現金	×	
権利書	権利書の保管	×	身元引受人や弁護士等へのご相談、銀行 貸金庫等で対応願います。
証券 等	証券等の保管	×	

●手順について

- 1 受付
 - ・利用者または身元引受人等(以下「利用者等」という)から「預かり金管理依頼書」を受取ります。
 - ・承認の場合シルバー事業部より「預かり金管理依頼承認書」を発行し、利用者番号を通知します。
 - ・施設長は個人別の「預かり金管理台帳」を用意します。
- 2 入金
 - ・施設長は利用者の日常生活に必要な程度の金額を、当社口座へ振り込むことを受付けます。
(預かり金の入金は必ず当社口座に振り込むことで行い、現金での入金は受けません)
(入金は1回につき5千円以上20万円以下)
 - ・施設長は「預かり金入金受付書」を作成し、利用者等及びシルバー事業部に通知します。
 - ・シルバー事業部にて入金を確認後、施設長に連絡をします。
 - ・シルバー事業部は「預かり金入金確認証」を作成し、施設長に送付します。
 - ・施設長は「預かり金入金確認証」を利用者等へ送付するとともに個人別の「預かり金管理台帳」に必要事項を記載します。
- 3 出金
 - ・利用者等の依頼により買物代金や病院の診療費等を施設職員が利用者に代わって支払います。
領収書またはレシートを報告用に保管します。
 - ・原則として1ヶ月に千円を限度として、現金でお渡しすることもできます。
 - ・利用者から「預かり金出金受領証」に署名いただき、報告用に保管します。
 - ・いずれの場合にも会社所定の手続きにより、当社の会計より利用者の預かり金として出金します。
 - ・施設長は個人別の「預かり金管理台帳」に必要事項を記載します。

- 4 追加入金 ・施設長は預かり金が少なく、追加入金を必要と判断した場合は利用者等へ連絡します。
追加入金する場合は、「項目2 入金」の手続きを行います。
- 5 金銭管理状況の通知
- ・施設長は毎月末に預かり金管理の締め処理を行い、「利用者預かり金収支状況報告書」を作成します。
翌月 10 日までに利用者等に対して、個人別の「預かり金管理台帳」の写し、領収書またはレシート、現金で出金した際の「預かり金出金受領証」を添付して報告します。
また、希望があれば、個人別の「預かり金管理台帳」と領収書、レシート、「預かり金出金受領証」を速やかに確認できるようにします。
 - ・施設長は金銭管理状況について会社所定の手続きにより、シルバー事業部経由で経理部へ報告を行います。
- 6 中止
- ・入居契約が終了した場合及び利用者等より中止したい希望があった場合、「預かり金管理解除願兼確認証」に返還金額の振込先及び精算書の送付先を明記し、利用者等より施設長宛に提出していただきます。
 - ・施設長は中止時点で締め処理を行い、個人別の「預かり金管理台帳」の写しと領収書、レシート、預かり金出金受領証をシルバー事業部へ送付します。
 - ・シルバー事業部にて「預かり金精算書」を作成し、個人別の「預かり金管理台帳」の写しと領収書、レシート、「預かり金出金受領証」とともに利用者等へ送付します。
 - ・中止日の翌月末日までに精算金額を利用者等指定の振込先へ返金します。

以上

月払い費用及び使用料一覧表

内容	料金
管理費	月額 42,000 円
家賃相当額	月額 円
食費	月額 1,940 円 (朝食 380 円) (昼食 780 円) (夕食 780 円) 個別対応食 (1 食) 普通食に 52 円加算
水光熱費	月額 12,000 円
介護保険給付 対象外費用	入居者の個人的な希望及び個別選択的な個別介護サービスの利用料 (介護サービス等の一覧表「別途利用料を徴収して実施するサービス」 に対応した利用料)
体験入居	1 泊 2 日 3 食 11,000 円 (最大利用期間 6 泊 7 日まで)

●日常生活品のうち、次の物品については、施設負担となります。

トイレットペーパー、ティッシュペーパー、入浴用タオル、石鹸、シャンプー、リモコン用電池
(TV・エアコン・照明器具)、洗濯用洗剤、寝具カバー、電球、歯ブラシ、歯磨剤、入れ歯洗浄剤
※但し、商品銘柄の指定等は出来ません。

※ (介護予防) 特定施設入居者生活介護利用契約の締結者に限ります。

修繕項目と費用負担

居室内における軽微な修繕について、その修繕項目とその費用負担は下記の通りです。

修繕項目	ホームの費用負担	入居者の費用負担
1. 窓ガラスの取替え	○	※お客様の故意による破損等の場合は実費負担
2. カーテンの取替え		○
3. 電球・蛍光灯の取替え	○	※お客様の故意による破損等の場合は実費負担
4. 給水栓の取替え	○	※お客様の故意による破損等の場合は実費負担
5. 排水栓の取替え	○	※お客様の故意による破損等の場合は実費負担
6. エアコンの故障	○	※お客様の故意による破損等の場合は実費負担
7. 排水管の詰まり		○
8. その他軽微な修繕	○	※お客様の故意による破損等の場合は実費負担

苦情処理細則

1. 入居者は、入居契約書の規定に基づき施設の状況やホームが提供するサービスに関し、ホームに苦情を申し立てることが出来ます。

2. 苦情を申し立てることによりホームから不利益な取り扱いを受けることはありません。

3. 苦情の申し立てと処理の手順は次の通りです。

① 入居者は、苦情の内容を口頭又は文書により施設の苦情窓口の苦情対応責任者に伝えます。

・あずみ苑 グランデ花咲の丘 電話：048-724-3421

FAX：048-724-3422

苦情対応責任者： 板 坂 香

② 担当責任者は、申し立てられた苦情内容について申立者と協議し、問題の解決に当たります。

③ 個別に対応が可能であるものについては、ホームは直ちに対処し、問題を解決します。

④ 苦情内容が、複数の入居者又は入居者全員の利害又は安全等に関する内容であることが判明した場合は、その内容やその解決方法等について、運営懇談会等を開き協議又は報告するものとします。

⑤ 苦情解決の内容が管理規程の改定に及ぶ場合には、管理規程に従い改定を行います。

⑥ 苦情の内容は帳簿に記録して5年間保存します。

4. 当事者間での解決がつかない場合は、前項のほかに入居契約書により都道府県担当課、埼玉県国民健康保険団体連合会等の公的機関の相談窓口での相談等することが出来ます。

・上尾市役所 健康福祉部 高齢介護課 電話：048-775-6473

・埼玉県福祉部 高齢者福祉課 電話：048-830-3254

・埼玉県国民健康保険団体連合会 電話：048-824-2568

5. 苦情処理の体制は、入居者等が見やすい場所に掲示します。

6. 施行日

この細則は、2009年10月 1日より実施します。

2010年12月 1日一部改定

2011年 9月 1日一部改定

2012年 1月 1日一部改定

2013年 4月 1日一部改定

2013年12月 1日一部改定

2013年12月20日一部改定

2014年 5月 1日一部改定

2015年 7月 1日一部改定

2016年12月 1日一部改定
2019年 7月 1日一部改定
2020年12月 1日一部改定